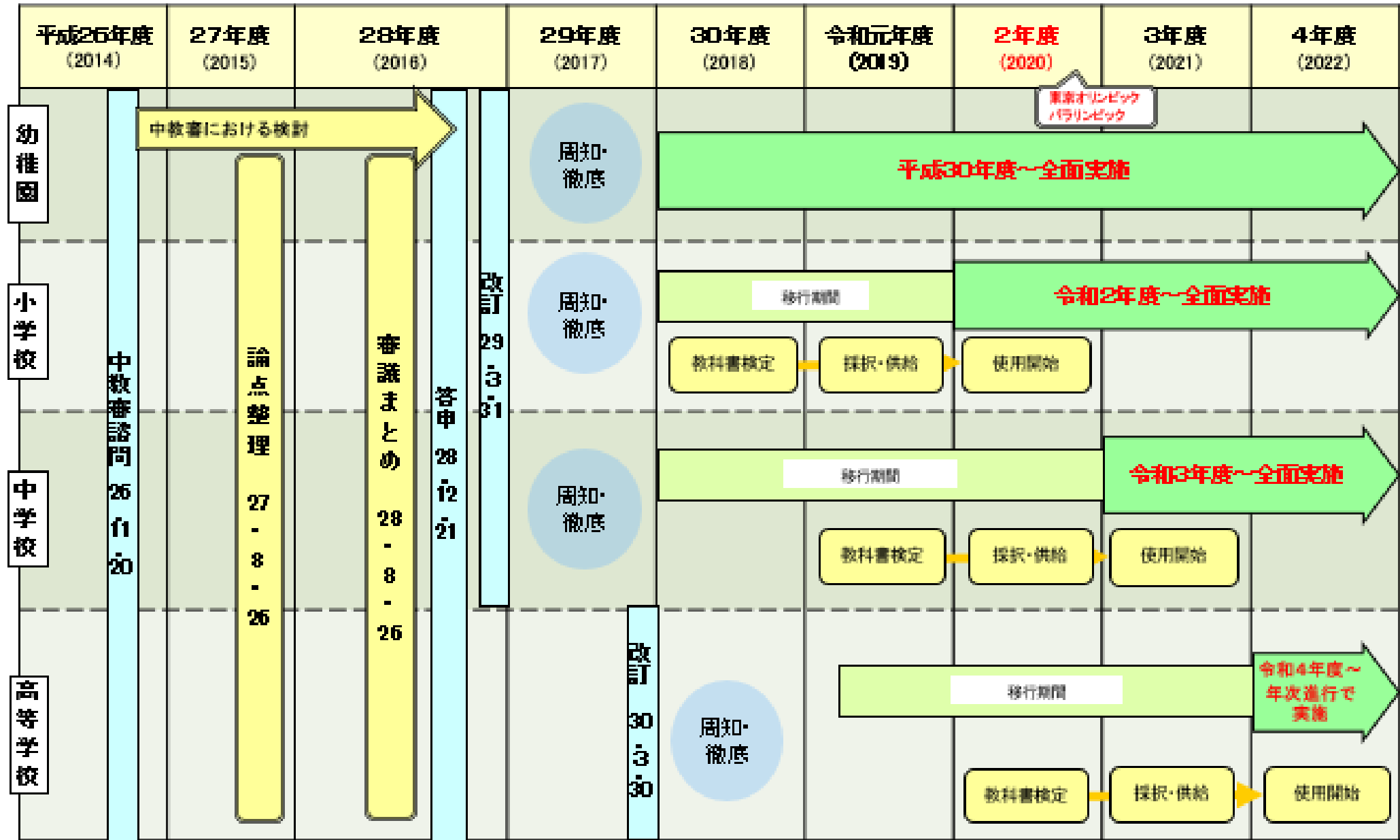


令和元年度中学校教育課程研究集会

【技術・家庭科（家庭分野）】

令和元年7月30日(火)
学校教育課 辰巳理恵子

学習指導要領改訂に関するスケジュール



学習指導要領改定の背景

人工知能が進化して、
人間が活躍できる職業は
なくなるのではないか。

今学校で教えていることは、
時代が変化したら
通用しなくなるのではないか。

人工知能（AI）の発達や情報化、グローバル化の進展など、
急激な社会的変化の中でも、子ども達に、
未来の創り手となるために必要な資質・能力を
確実に備えることのできる学校教育を実現する。

- 社会に開かれた教育課程
- 資質・能力を三つの柱で整理
- 「主体的・対話的で深い学び」（アクティブ・ラーニング）の視点からの授業改善
- カリキュラム・マネジメント

学習指導要領改訂の考え方

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共」の
新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的に示す

学習内容の削減は行わない※

どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・
ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求められる資質・能力を育成
知識の量を削減せず、質の高い理解を図るための学習過程の質的改善

主体的な学び
対話的な学び
深い学び

※高校教育については、些末な事実に基づく知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており、そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

〔社会に開かれた教育課程〕

- ①社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。
- ②これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。
- ③教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

育成すべき資質・能力の三つの柱

学びに向かう力
人間性等

どのように社会・世界と関わり、
よりよい人生を送るか

「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」を
総合的にとらえて構造化

何を理解しているか
何ができるか

知識・技能

理解していること・できる
ことをどう使うか

思考力・判断力・表現力等

「主体的・対話的で深い学び」について

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすること

【主体的な学び】

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「**主体的な学び**」が実現できているか。

【例】

- 学ぶことに興味や関心を持ち、毎時間、見通しを持って粘り強く取り組むとともに、自らの学習をまとめ振り返り、次の学習につなげる
- 「キャリア・パスポート（仮称）」などを活用し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりする



主体的な学び
対話的な学び

深い学び

【対話的な学び】

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「**対話的な学び**」が実現できているか。

【例】

- 実社会で働く人々が連携・協働して社会に見られる課題を解決している姿を調べたり、実社会の人々の話を聞いたりすることで自らの考えを広げる
- あらかじめ個人で考えたことを、意見交換したり、議論したり、することで新たな考え方に気が付いたり、自分の考えをより妥当なものとしたりする
- 子供同士の対話に加え、子供と教員、子供と地域の人、本を通して本の作者などとの対話を図る



【深い学び】

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「**深い学び**」が実現できているか。

【例】

- 事象の中から自ら問いを見だし、課題の追究、課題の解決を行う探究の過程に取り組む
- 精査した情報を基に自分の考えを形成したり、目的や場面、状況等に応じて伝え合ったり、考えを伝え合うことを通じて集団としての考えを形成したりしていく
- 感性を働かせて、思いや考えを基に、豊かに意味や価値を創造していく

学びを人生や社会に
生かそうとする
学びに向かう力・
人間性等の涵養

生きて働く
知識・技能の
習得

未知の状況にも
対応できる
思考力・判断力・表現力
等の育成



【柱書き】

生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し創造する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

〔知識及び技能〕

(1) 家族・家庭の機能について理解を深め、家族・家庭、衣食住、消費や環境などについて、生活の自立に必要な**基礎的な理解**を図るとともに、**それらに係る技能**を身に付けるようにする。

〔思考力、判断力、表現力等〕

(2) 家族・家庭や地域における生活の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、考察したことを理論的に表現するなど、**これからの生活を展望して課題を解決する力**を養う。

〔学びに向かう力、人間性等〕

(3) **自分と家族、家庭生活と地域との関わり**を考え、家族や地域の人々と協働し、よりよい生活の実現に向けて、**生活を工夫し創造しようとする実践的な態度**を養う。

「生活の営みに係る見方・考え方」

家族や家庭、衣食住、消費や環境などに係る生活事象を、**協力・協働**、**健康・快適・安全**、**生活文化の継承・創造**、**持続可能な社会の構築**等の視点で捉え、よりよい生活を営むために工夫すること。

家庭分野における視点

「協力・協働」 → 「家族や地域の人々との協力・協働」

「生活文化の継承・創造」 → 「生活文化の継承の大切さに気付く」

①小・中学校の内容との系統性の明確化

旧(平成20年告示)

新(平成29年告示)

A家族・家庭と子どもの成長 → A家族・家庭生活

B食生活と自立 → B衣食住の生活

C衣生活・住生活と自立

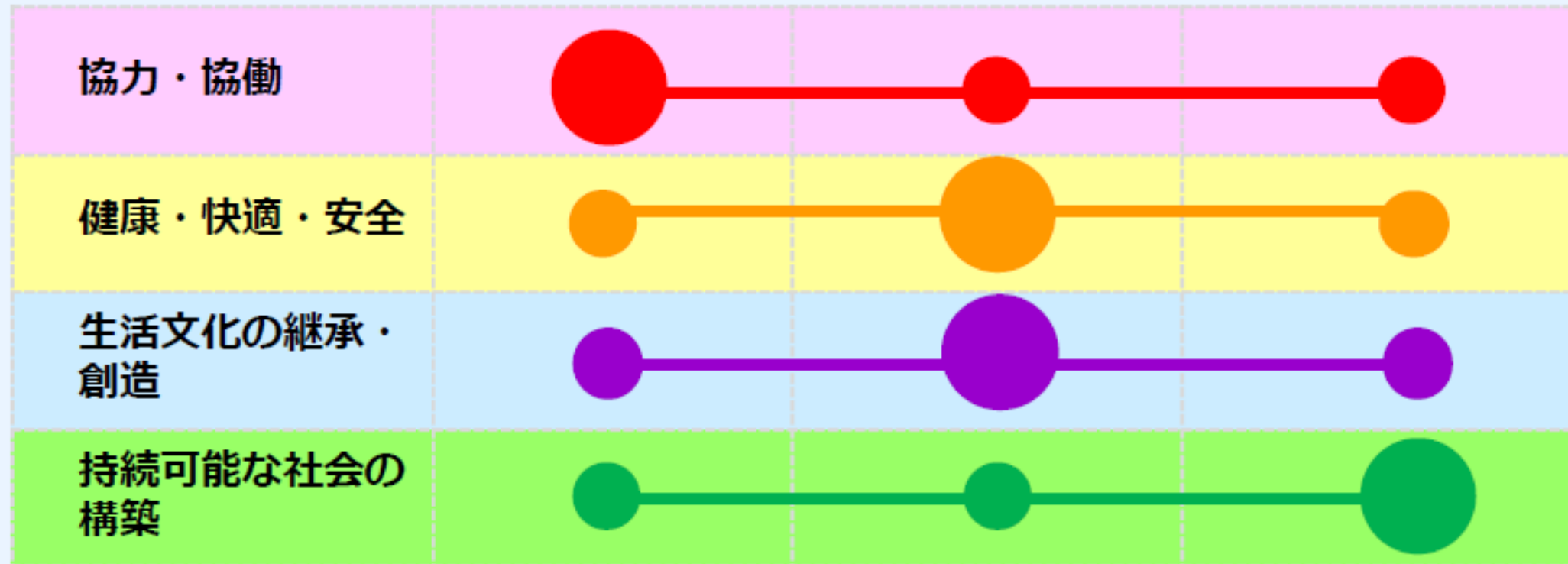
D身近な消費生活と環境 → C消費生活・環境

自立し共に生きる生活の創造

家族・家庭生活

衣食住の生活

消費生活・環境



②空間軸・時間軸の視点からの学習対象の明確化

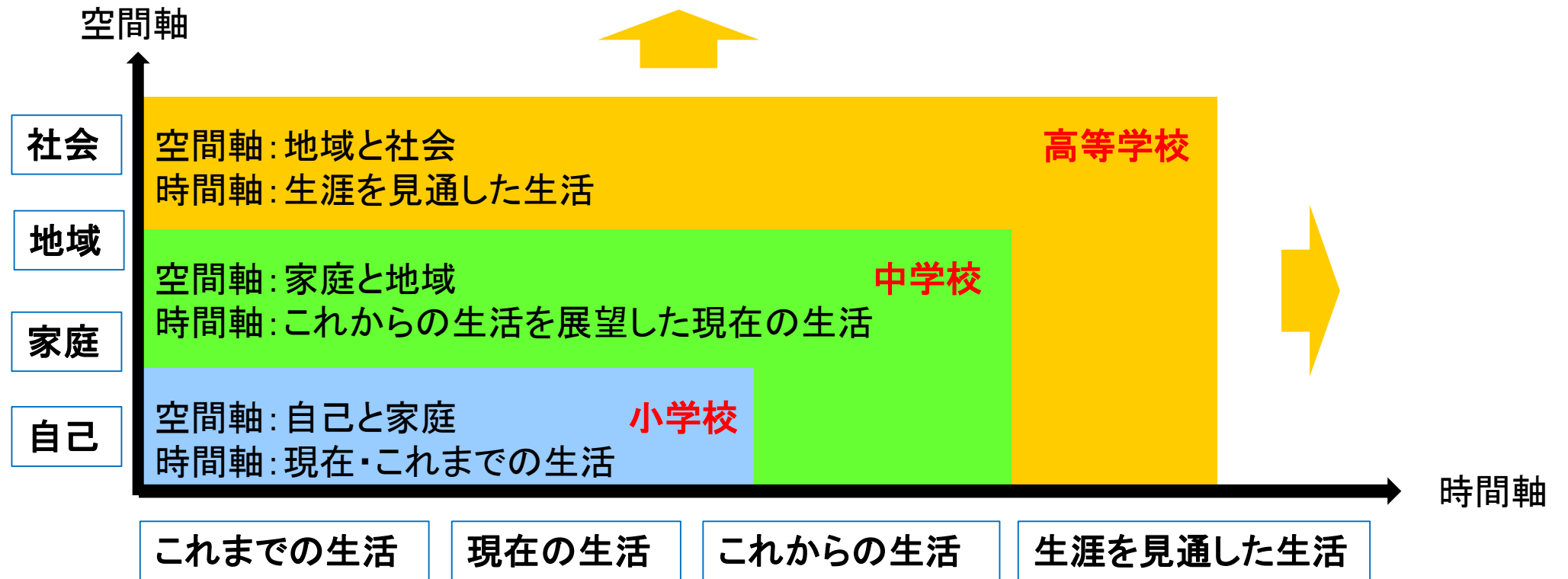
●空間軸の視点

主に**家庭と地域**

●時間軸の視点

主に**これからの生活を展望した現在の生活**

②空間軸・時間軸の視点からの学習対象の明確化



- 空間軸の視点：主に**家庭と地域**
- 時間軸の視点：主に**これからの生活を展望した現在の生活**

③各内容の各項目で育成する資質・能力の明確化

アとイの二つの指導事項で構成

ア「知識及び技能」の習得

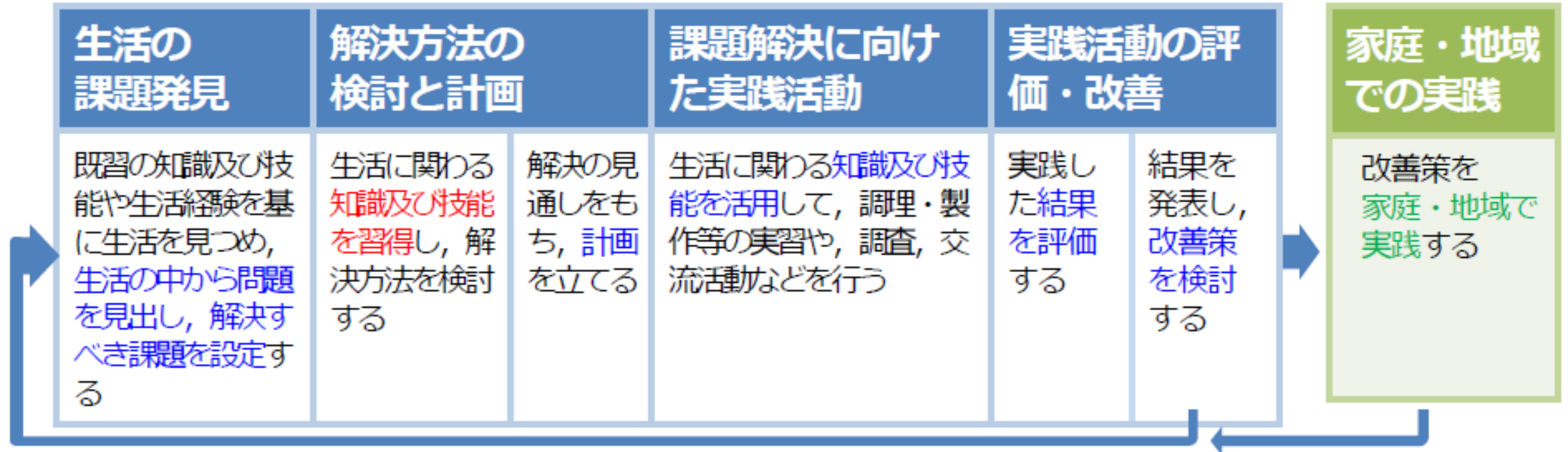
イ「思考力・判断力・表現力等」の育成

生活の営みに係る見方・考え方

A 家族・家庭生活

次の(1)から(4)までの項目について、課題をもって、家族や地域の人々と協力・協働し、よりよい家庭生活に向けて考え、工夫する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

技術・家庭科(家庭分野)の学習過程の参考例



④「生活の課題と実践」の一層の充実

「A 家族・家庭生活」(4) 家族・家庭生活についての課題と実践

「B 衣食住の生活」(7) 衣食住の生活についての課題と実践

「C 消費生活・環境」(3) 消費生活・環境についての課題と実践

【新設】

- ・三項目のうち、一つ以上を選択し、他の内容と関連を図り履修
- ・実践的な活動を家庭や地域などで行うことができるよう配慮

⑤ 家族・家庭の機能と生活の営みに係る見方・考え方との関連を図るための
内容の充実

家族・家庭の機能を

「A 家族・家庭生活」の(1)「自分の成長と家族・家庭生活」に位置付ける

家族・家庭の基本的な機能については、**家庭分野の各内容と関連を
図る**とともに、家族・家庭や地域における様々な問題を、**協力・協働、
健康・快適・安全、生活文化の継承、持続可能な社会の構築等**の視
点から捉え、解決に向けて考え、工夫することと関連付けて扱うこと。

⑥ 社会の変化に対応した各内容の見直し

「A 家族・家庭生活」**少子高齢社会の進展**への対応

- ▶ 幼児との触れ合い体験などを一層重視
- ▶ **高齢者など地域の人々と協働**することに関する内容を新設

「B 衣食住の生活」**食育の一層の推進**、**グローバル化**への対応

- ▶ **調理**に関する内容の充実
- ▶ **和食、和服など、日本の伝統的な生活**についても扱う

「C 消費生活・環境」**持続可能な社会の構築**への対応

- ▶ **計画的な金銭管理、消費者被害への対応**に関する内容を新設、
- ▶ 消費生活や環境に配慮したライフスタイルの確立の基礎となる内容の充実

「A 家族・家庭生活」

(1) 自分の成長と家族・家庭生活

ガイダンス、家族・家庭の基本的な機能、生活の営みに係る見方・考え方

(2) 幼児の生活と家族

幼児と触れ合う活動、幼児との関わり方の工夫

(3) 家族・家庭や地域との関わり

高齢者など地域の人々との協働、高齢者との関わり方【新設】
(高齢者の身体の特徴、高齢者の介護の基礎に関する体験的な活動)

(4) 家族・家庭や地域との関わり

家族、幼児の生活又は地域の生活の中から問題を見だし、生徒の興味・関心等に応じて「B衣食住の生活」や「C消費生活・環境」の内容と関連させて課題を設定

「B 衣食住の生活」

- (1) 食事の役割と中学生の栄養の特徴
- (2) 中学生に必要な栄養を満たす食事
- (3) 日常食の調理と地域の食文化

加熱調理（煮る、焼く、蒸す等）、地域の食材を用いた和食の調理

- (4) 衣服の選択と手入れ

日本の伝統的な衣服である和服

- (5) 生活を豊かにするための布を用いた製作

衣服等の再利用の方法

- (6) 住居の機能と安全な住まい方

家族の生活と住空間との関わり、
自然災害に備えた住空間の整え方

- (7) 衣食住の生活についての課題と実践

食生活、衣生活、住生活の中から問題を見いだし、生徒の興味・関心等に応じて「A 家族・家庭生活」や「C 消費生活・環境」の内容と関連させて課題を設定

「C 消費生活・環境」

(1) 金銭の管理と購入

計画的な金銭管理の必要性、クレジットなどの三者間契約、売買契約の仕組み、消費者被害の背景とその対応
【新設】

(2) 消費者の権利と責任

消費者の基本的な権利と責任、
自分や家族の消費生活が環境や社会に及ぼす影響

(3) 消費生活・環境についての課題と実践【新設】

自分や家族の消費生活の中から問題を見だし、生徒の興味・関心等に応じて「A家族・家庭生活」や「B衣食住の生活」の内容と関連させて課題を設定

主体的な学び

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連づけながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる。

技術・家庭科の主体的な学び

現在及び将来を見据えて、生活や社会の中から問題を見いだし課題を設定し、見通しをもって解決に取り組むとともに、学習の過程を振り返って実践を評価・改善して、新たな課題に主体的に取り組む態度を育む学びである。

そのため、学習した内容を実際の生活で活かす場面を設定し、自分の生活が家庭や地域社会と深く関わっていることを認識したり、自分が社会に参画し貢献できる存在であることに気付いたりする活動に取り組むことなどが考えられる。

対話的な学び

子ども同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方手掛りに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める。

技術・家庭科の対話的な学び

他者と対話したり協働したりする中で、自らの考えを明確にしたり、広げ深める学びである。

深い学び

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう。

技術・家庭科の深い学び

生徒が、生活や社会の中から問題を見いだして課題を設定し、その解決に向けた解決策の検討、計画、実践、評価・改善といった一連の学習活動の中で、生活の営みに係る見方・考え方や技術の見方・考え方を働かせながら課題解決に向けて自分の考えを構想したり、表現したりして、資質・能力を獲得する学びである。

このような学びを通して、生活や技術に関する事実的知識が概念的知識として質的に高まったり、技術の習熟・定着が図られたりする。また、このような学びの中で「対話的な学び」や「主体的な学び」を充実させることによって、技術・家庭科が目指す思考力、判断力、表現力等も豊かなものとなり、生活や技術についての課題を解決する力や生活や技術を工夫し創造しようとする態度も育まれる。

①移行措置の内容

全部又は一部について新学習指導要領による教育課程を編成・実施することができる。(各学校の判断)

●現行学習指導要領で教育課程を編成・実施する場合の留意点

今回の改訂の趣旨を踏まえた指導を行うよう配慮する。

●新学習指導要領で教育課程を編成・実施する場合の留意点

高等学校の内容につながる基礎的な事項を明確にして指導を行うよう配慮する。
新学習指導要領の内容と教科書等の内容との関連を確認して指導を行うようにする。

②指導計画作成上の留意点

- ・令和元・2年度の第1学年については、全面実施となる令和3年度を見通して、3学年間を見通して、ガイダンスも含めて新学習指導要領の内容を卒業までに履修できるよう、3学年間を見通した指導計画を作成する。
- ・「A 家族・家庭生活」の(1)ア:第1学年の最初に履修させるとともに、「A 家族・家庭生活」、「B 衣食住の生活」、「C 消費生活・環境」の学習と関連させるようにする。

児童生徒の学習評価に関する検討の経緯

□平成28年12月21日

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の
学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」

(中等教育審議会答申)(※)

(※)学習指導要領の改訂に伴う学習評価の検討については、従来、学習指導要領の改訂を終えた後に行うのが一般的だったが、今回の改訂では、教育課程と学習評価の改善について一体的に検討され、学習評価の改善についても本答申に示された。

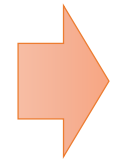


以下
「答申」
という。

□平成31年1月21日

「児童生徒の学習評価の在り方について」

(中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会報告)



以下
「報告」
という。

□平成31年3月29日

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における
児童生徒の学習評価及び指導要録等の改善等について」

(文部科学省初等中等教育局長通知)



以下
「改善等通知」
という。

指導と評価の一体化の必要性

学習指導要領の総則において指導と評価の一体化の必要性が明確化された。

○学校教育法施行規則(抄)

第二十四条

校長は、その学校に在学する児童等の指導要録(学校教育法施行令第三十一条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。

第五十七条

小学校において、各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たっては、児童の平素の成績を評価して、これを定めなければならない。※中学校、高等学校についても同様に規定。

指導要録の作成や
成績の評価について規定

○平成29年改訂小学校学習指導要領 第1章 総則

第3 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

(1) 第1の3の(1)から(3)までに示すこと(引用注:資質・能力の3つの柱の育成)が偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。(略)

2 学習評価の充実

(1) 児童のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。

指導と評価の一体化の
必要性を明確化

※平成29年改訂中学校学習指導要領第1章総則にも同旨

カリキュラム・マネジメントの一環としての指導と評価

「学習指導」と「学習評価」は学校の教育活動の根幹であり、教育課程に基づいて組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図る「カリキュラム・マネジメント」の中核的な役割を担っている。

各学校における教育活動

PLAN

学習指導要領等に従い、児童生徒や
地域の実態を踏まえて編成した
教育課程の下で**各種指導計画を作成**

ACTION

評価結果を以下のような**改善に生かす**

- ・児童生徒の学習の改善
- ・教師による指導の改善
- ・学校全体としての教育課程の改善
- ・校務分掌を含めた組織運営等の改善

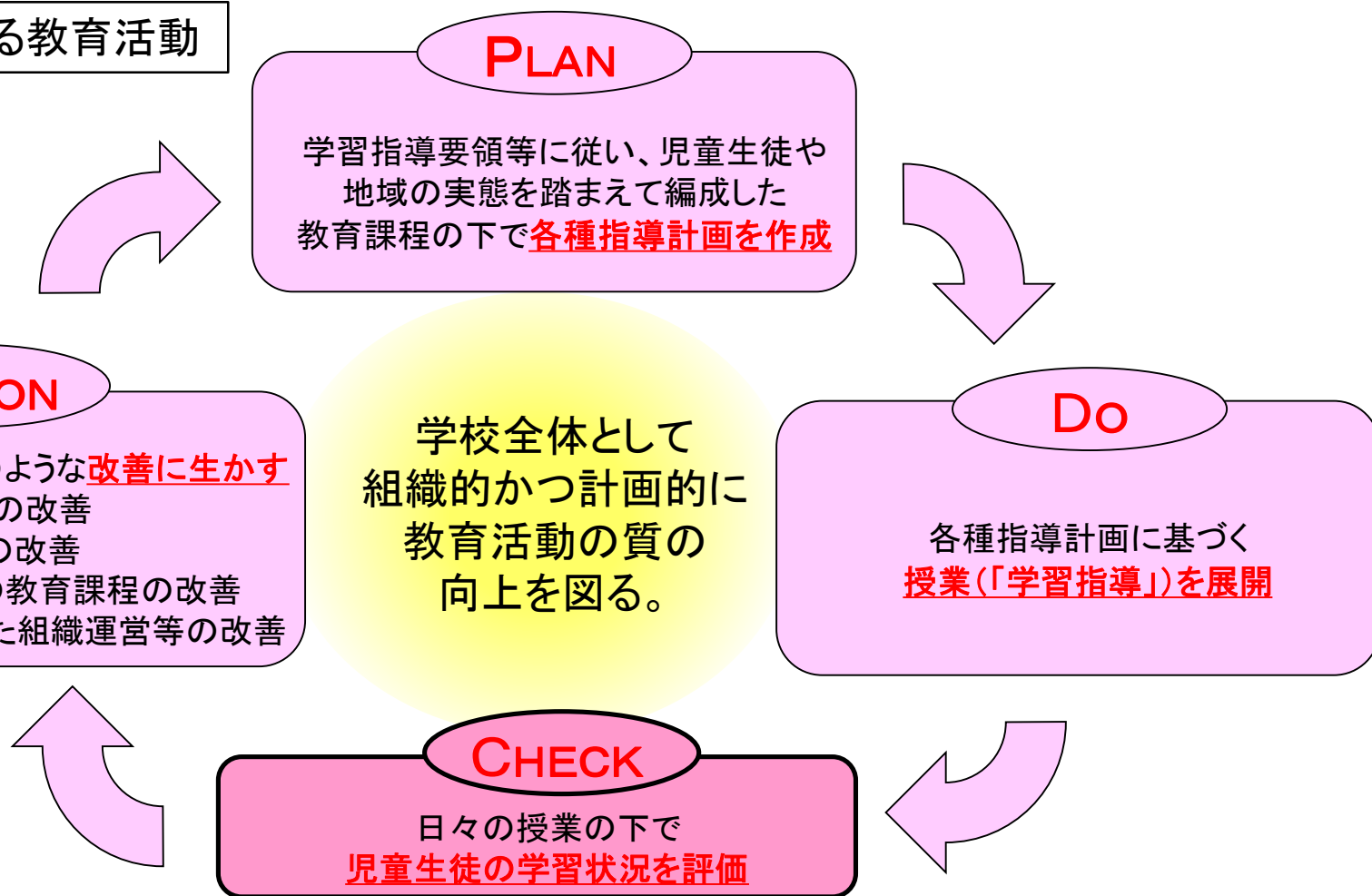
学校全体として
組織的かつ計画的に
教育活動の質の
向上を図る。

Do

各種指導計画に基づく
授業(「学習指導」)を展開

CHECK

日々の授業の下で
児童生徒の学習状況の評価



主体的・対話的で深い学びの実現(「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善)について(イメージ)

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的(アクティブ)に学び続けるようにする。

【主体的な学び】の視点

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「**主体的な学び**」が実現できているか。



主体的な学び
対話的な学び
深い学び

学びを人生や社会に
生かそうとする
学びに向かう力・
人間性等の涵養

生きて働く
知識・技能の
習得

未知の状況にも
対応できる
思考力・判断力・表現力
等の育成



【対話的な学び】の視点

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「**対話的な学び**」が実現できているか。



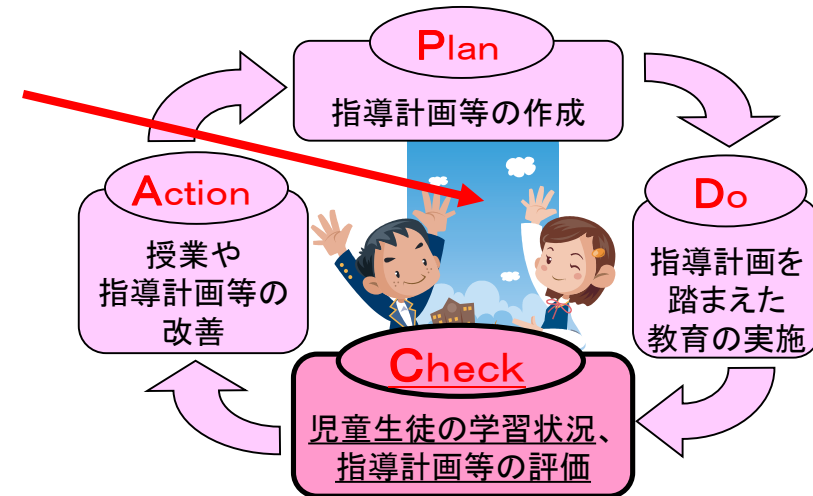
【深い学び】の視点

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「**深い学び**」が実現できているか。

主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善と評価

「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通して各教科等における資質・能力を確実に育成する上で、学習評価は重要な役割を担っている。

- 指導と評価の一体化を図るためには、**児童生徒一人一人の学習の成立を促すための評価**という視点を一層重視することによって、教師が自らの指導のねらいに応じて授業の中での児童生徒の学びを振り返り学習や指導の改善に生かしていくというサイクルが大切。



- 特に、「主体的に学習に取り組む態度」の評価に当たっては、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を図る中で適切に評価できるようにしていくことが重要。

(授業改善の例)

- ・児童生徒が自らの理解の状況を振り返ることができるような発問の工夫
- ・自らの考えを記述したり話し合ったりする場面や他者との協働を通じて自らの考えを相対化する場面を単元や題材などの内容のまとまりの中で設けたりする 等

学習評価の現状における課題

学習評価の現状について、学校や教師の状況によっては、以下のような課題があることが指摘されている。

- ・ 学期末や学年末などの事後での評価に終始してしまうことが多く、評価の結果が児童生徒の具体的な学習改善につながっていない
- ・ 現行の「関心・意欲・態度」の観点について、挙手の回数や毎時間ノートをとっているかなど、性格や行動面の傾向が一時的に表出された場面を捉える評価であるような誤解が払拭しきれていない
- ・ 教師によって評価の方針が異なり、学習改善につなげにくい
- ・ 教師が評価のための「記録」に労力を割かれて、指導に注力できない
- ・ 相当な労力をかけて記述した指導要録が、次の学年や学校段階において十分に活用されていない

学習評価の改善の基本的な方向性

学校における働き方改革が喫緊の課題となっていることも踏まえ、次の基本的な考え方に立って、学習評価を真に意味のあるものとすることが重要。

- ① 児童生徒の学習改善につながるものにしていくこと
- ② 教師の指導改善につながるものにしていくこと
- ③ これまで慣行として行われてきたことでも、
必要性・妥当性が認められないものは見直していくこと

観点別学習状況の評価の観点の整理

資質・能力の三つの柱に基づいた目標や内容の再整理を踏まえて、観点別学習状況の評価の観点については、小・中・高等学校の各教科等を通じて、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理。

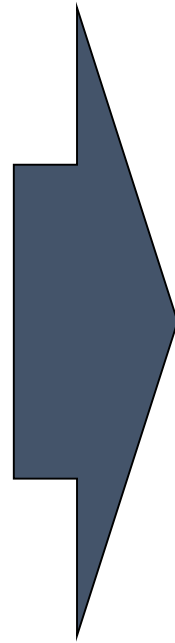
<現行>

関心・意欲・態度

思考・判断・表現

技能

知識・理解



<新>

知識・技能

思考・判断・表現

**主体的に学習に
取り組む態度**

「知識・技能」の評価

- 個別の知識及び技能の習得状況について評価する。
- それらを既存の知識及び技能と関連付けたり活用したりする中で、概念等として理解したり、技能を習得したりしているかについて評価する。

※上記の考え方は、現行の評価の観点である

- ・「知識・理解」(各教科等において習得すべき知識や重要な概念等を理解しているかを評価)
 - ・「技能」(各教科等において習得すべき技能を児童生徒が身に付けているかを評価)
- においても重視。

＜評価の工夫(例)＞

- ペーパーテストにおいて、事実的な知識の習得を問う問題と、知識の概念的な理解を問う問題とのバランスに配慮する。
- 実際に知識や技能を用いる場面を設ける。
 - ・児童生徒に文章により説明をさせる。
 - ・(各教科等の内容の特質に応じて、)観察・実験をさせたり、式やグラフで表現させたりする。

「思考・判断・表現」の評価

各教科等の知識及び技能を活用して課題を解決する等のために必要な思考力、判断力、表現力等を身に付けているかどうかを評価する。

※上記の考え方は、現行の評価の観点である「思考・判断・表現」の観点においても重視。

＜評価の工夫(例)＞

- 論述やレポートの作成、発表、グループでの話し合い、作品の制作や表現等の多様な活動を取り入れる。
- ポートフォリオを活用する。

「主体的に学習に取り組む態度」の評価①

「学びに向かう力、人間性等」には、①主体的に学習に取り組む態度として観点別学習状況の評価を通じて見取ることができる部分と、②観点別学習状況の評価や評定にはなじまない部分がある。

学びに向かう力、人間性等

観点別学習状況の評価にはなじまない部分
(感性、思いやり等)

②

「主体的に学習に取り組む態度」として観点別学習状況の評価を通じて見取ることができる部分

①

個人内評価(児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況について評価するもの)等を通じて見取る。

※ 特に「感性や思いやり」など児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況などについては、積極的に評価し児童生徒に伝えることが重要。

知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組の中で、自らの学習を調整しようとしているかどうかを含めて評価する。

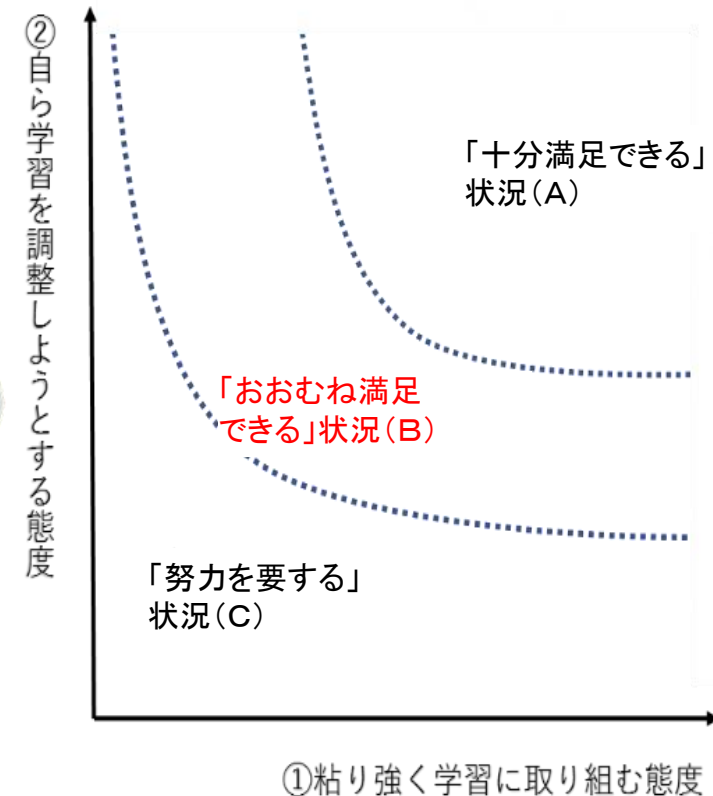
「主体的に学習に取り組む態度」の評価②

「主体的に学習に取り組む態度」については、知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組の中で、自らの学習を調整しようとしているかどうかを含めて評価する。

「主体的に学習に取り組む態度」の評価のイメージ

○ 「主体的に学習に取り組む態度」の評価については、①知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組を行おうとする側面と、②①の粘り強い取組を行う中で、自らの学習を調整しようとする側面、という二つの側面を評価することが求められる。

○ これら①②の姿は実際の教科等の学びの中では別々ではなく相互に関わり合いながら立ち現れるものと考えられる。例えば、自らの学習を全く調整しようと思わず粘り強く取り組み続ける姿や、粘り強さが全くない中で自らの学習を調整する姿は一般的ではない。



「主体的に学習に取り組む態度」の評価③

＜評価の工夫(例)＞

○ノートやレポート等における記述

○授業中の発言

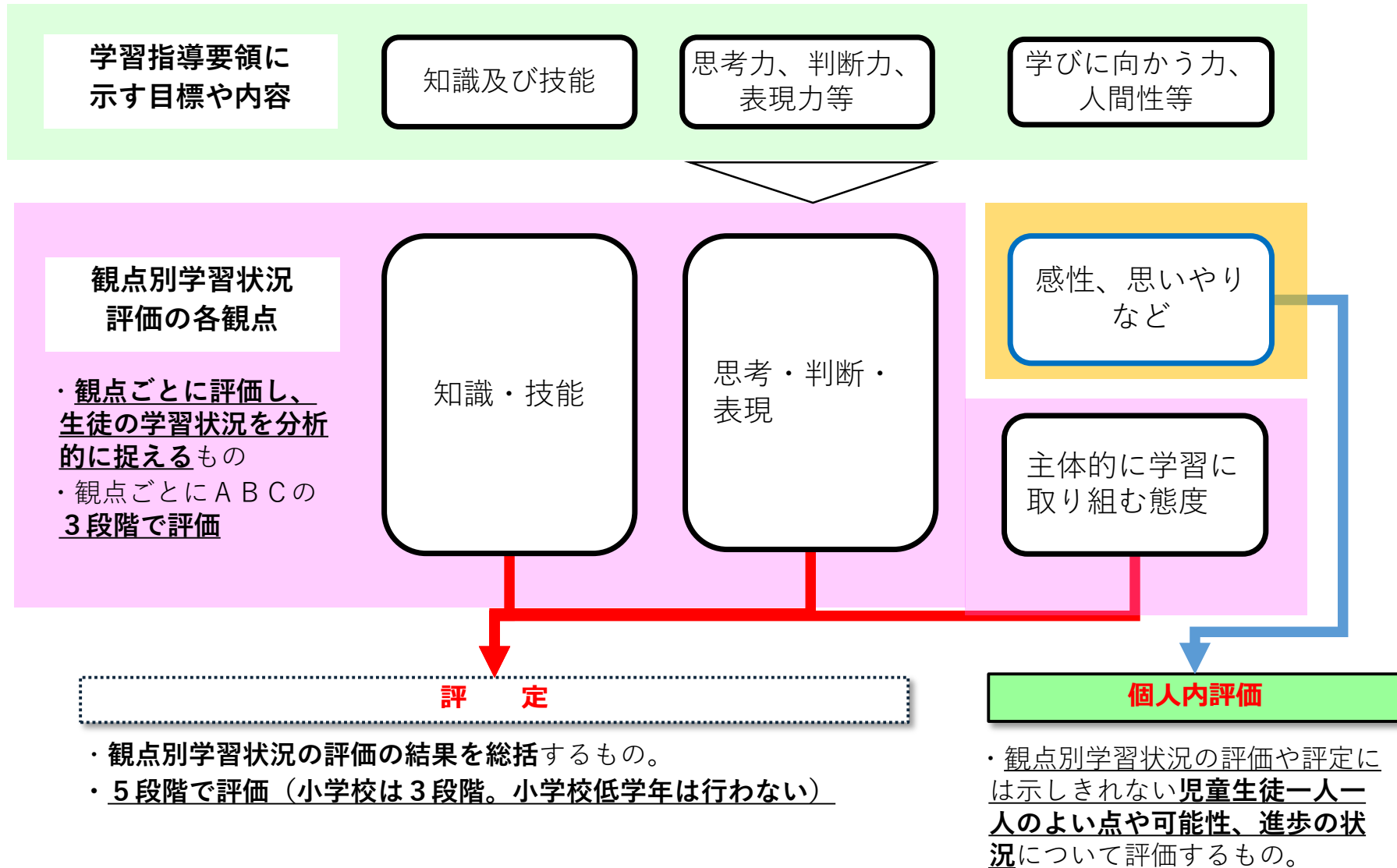
○教師による行動観察

○児童生徒による自己評価や相互評価等の状況を教師が評価を行う際に
考慮する材料の一つとして用いる

※「知識・技能」や「思考・判断・表現」の観点の状況を踏まえた上で評価を行う。
(例えば、ノートにおける特定の記述などを取り出して、他の観点から切り離して
「主体的に学習に取り組む態度」として評価することは適切ではない。)

【まとめ】各教科における評価の基本構造

- ・各教科における評価は、**学習指導要領**に示す各教科の目標や内容に照らして学習状況を評価するもの（**目標準拠評価**）
- ・したがって、目標準拠評価は、**集団内での相対的な位置付け**を評価するいわゆる**相対評価**とは異なる。



移行措置期間中の学習評価の在り方について

小学校等

移行期間に追加して指導する部分を含め、現行小学校学習指導要領の下の評価規準等に基づき、学習評価を行う。

※外国語活動に係る指導要録の取扱い

<第3学年及び第4学年>

総合所見及び指導上参考となる諸事項を記録する欄に児童の学習状況における顕著な事項を記入するなど、外国語活動の学習に関する所見を文章で記述。

<第5学年及び第6学年>

外国語活動の記録の欄に文章で記述(従来通り)。
引き続き、数値による評価は行わず、評定も行わない。

中学校等

移行期間に追加して指導する部分を含め、現行中学校学習指導要領の下の評価規準等に基づき、学習評価を行う。

※「特別の教科 道徳」の評価の在り方については平成28年7月29日付で既に通知

<参考> 平成29年7月7日付け29文科初第536号「小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について」(文部科学事務次官通知)
平成28年7月29日付け28文科初第604号「学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」(初等中等教育局長通知)